

平成 29 年度 第 7 回江津市農業委員会総会

日時：平成 29 年 9 月 20 日(水) 午前 9 時 30 分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1 階会議室

○ 出席農業委員（11 名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子  
4 番和田幸子 5 番二本木俊二 6 番大村理之  
7 番山本秀彦 8 番田代和秋 9 番深野政勝  
10 番原田和徳 11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（8 名）

佐々木要、井上清澄、流理森、湯浅憲昭  
仲津和法、吉岐和功、階本誠一、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 参事西谷公巳夫  
係長浜松宏之

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

局 長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 29 年度、第 7 回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしく願いいたします。

会 長 おはようございます。それではただ今より、平成 29 年度、第 7 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は河村推進委員、佐々木康規推進委員、崎谷推進委員から欠席の報告がありました。出席委員は過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 ご了解を頂きましたので、私から指名させて頂きます。6 番 大村 理之 委員、7 番 山本 秀彦 委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしく、お願いいたします。

《 渡津町 》

会 長 日程第 2、承認第 1 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画の変更申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 先に送付いたしました議案書の訂正をお願いしたいと思えます。1 ページの所の議事日程ですが、第 6 が重複しておりますので 7、8、9 と訂正をお願いいたします。それから、追加議案としまして今日お配りしております。合意解約が議案書を出した後に出てきましたので、追加議案として出させて頂きました。よろしくお願ひいたします。それでは、議案書は 2 ページをご覧ください。位置図は 1 ページになります。承認第 1 号です。場所は●●●●。申請人は●●●●です。転用目的ですが、変更前は個人住宅という事でしたが、このたび駐車場に変更したいという事です。理由は、申請人が●●●●でございます。申請人は神移行政書士さんです。これは、以前に許可が下りておりまして、許可年月日が昭和 61 年 11 月 22 日、許可番号は●●●●で、既に 5 条の許可が下りている案件でございます。担当委員は佐々木英夫委員です。以上でございます。

会 長 それでは、調査結果の報告を私の方からいたします。まず、位置図の 1 ページをご覧ください。上が江の川になりまして、その下に線で表示してあるのが堤防になります。若干右上斜めに横断しているのが、国道 261 号線になります。右方面へ行くと江津パイパスがあり、左方面が松川町と桜江町へ続く道となっております。●●●●は、左側に長田のふれあい館、右側にハイム白倉、その近くには長田児童遊園地がございます。バイパスの 261 号線入口から丁度 1 km の位置になります。先程、事務局から説明がありましたように、●●●●は現在大阪にありまして、261 号線が改修される前は旧道路で、左手の方に松平ガソリンスタンドがありましたが、そちらの経営をされておられました。現在は体調を崩されて大阪の方におられます。以前からもご本人は体が不自由な所もあったようです。神移行政書士さんへ確認をして現地の確認をしましたら、先程説明のありました許可が下りており、今から 20 年位前になりますが、宅地として家を建てるためにコンクリートをされております。現在もそのよう

になっております。これから先この土地については、行政書士さんへ確認した所、駐車場にされて貸与されるのか、賃貸にされるのか自分で管理するのかは、まだ分からないようで本人次第だという報告を頂きました。現地も確認させて頂きましたけれども、コンクリートで、畑としての状態ではありません。今回の申請を頂きまして、ご審議頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしました。この件について何かご質問等はありませんか。

8 番委員 何年以内という期限はないのですか。

事務局 ありません。時効がありませんので。

8 番委員 昔は5年とかの期限があったと思うが。農地から宅地に変えた時に、宅地造成などで2年から3年位はかかったのですが、そのあと結構言われましたからね。検査というか、調査にも来られましたから。

事務局 調査はどちらが来られたのですか。

8 番委員 町からも県からも来られましたよ。

事務局 そうですか。

8 番委員 5年というのが境ではなかったでしょうか。そういうのが、あったのではないかと思います。もし、5年が経過したら元に戻さないといけないという事だったと思います。過去の事です。

事務局 許可を得て、宅地造成をするにしても、その間の進捗状況報告、完了報告を出してもらいますので、その中で予定の工事計画期間に沿って転用して下さいというような指導はされたかと思います。何も工事をされない場合は、現状回復等の命令が出される場合もあります。ただ、何年以内という期限については、事務局では承知しておりません。

会 長 このことについては、同じ様なことを私も行政書士さんに質問したのですが、法律上法令上は問題ないから申請をしますという回答でした。他に何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようですので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画の変更申請の 1 については、承認されました。

農地法第 18 条第 6 項

会 長 日程第 3、報告第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より、追加議案も併せて一括報告をお願いします。

事務局 議案書は 3 ページをご覧ください。併せて追加議案の 2 ページをご覧ください。全部で 5 件ございます。番号 1 です。農地の場所は、●●●●。賃貸人は●●●●です。解約届出日は平成 29 年 9 月 4 日、解約成立日が平成 29 年 8 月 11 日、土地引渡時期は平成 29 年 8 月 18 日です。賃借人は●●●●。次に番号 2 です。農地の場所は、●●●●の 3 筆で畑です。合計面積は 4,213 m<sup>2</sup>ございます。賃貸人は●●●●です。解約届出日は平成 29 年 9 月 4 日、解約成立日が平成 29 年 8 月 11 日、土地引渡時期は平成 29 年 8 月 18 日です。賃借人は●●●●。いずれも合意解約でございます。次は追加議案の番号 3、4、5 になります。番号 3 です。農地の場所は、●●●●の 2 筆で畑です。合計面積が 1,416 m<sup>2</sup>ございます。賃貸人は●●●●。解約届出日は平成 29 年 9 月 14 日、解約成立日が平成 29 年 8 月 29 日、土地引渡時期は平成 29 年 9 月 5 日です。賃借人は●●●●。番号 4 です。農地の場所は、●●●●。合計面積が 301 m<sup>2</sup>ございます。賃貸人は●●●●。解約届出日は平成 29 年 9 月 14 日、解約成立日が平成 29 年 8 月 29 日、土地引渡時期は平成 29 年 9 月 5 日です。賃借人は●●●●。番号 5 です。農地の場所は、●●●●の 3 筆で畑です。合計面積が 3,016 m<sup>2</sup>ございます。賃貸人は●●●●。解約届出日は平成 29 年 9 月 14 日、解約成立日が平成 29 年 8 月 29 日、土地引渡時期は平成 29 年 9 月 5 日です。賃借人は、●●●●。解約理由はいずれも合意解約でございます。以上でございます。

会 長 ただ今、事務局より報告がありました。この件について何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、報告のとおりご了承をお願いいたします。

農地法 第 3 条

《 桜江町市山 》

会 長 次に、日程第 4、議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 4 ページ、位置図の方は 2 ページになりますのでご覧頂ければと思います。場所は、●●●●で登記簿現況ともに畑です。面積は 433 ㎡ございます。3 条の有償移転でございます。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●。譲渡人の事由としましては、遠隔地に居住しており耕作していないので、譲受人に譲渡したいということでございます。譲受人は、農業経営拡大でございます。受入世帯は 2 人中 2 人で、申請人は本人です。対価は●●●●でございます。担当委員は田代委員です。3 条による法律要件にかかる下限面積、それから農業をしておられるという様々な要件は満たしております。特に問題はないと思っております。以上でございます。

会 長 それでは、田代委員、調査結果の報告をお願いします。

8 番委員 はい。まず場所ですが、●●●●、市山バイパスの中間地点にたぬき食堂があるのですが、そこの横の方になります。譲渡人●●●●、元々同町の方へ住んでおられました。●●●●と●●●●でして、前は●●●●が市山の方で農業をやっておられたのですが、江津の方へ出られましたので、その後●●●●が時々帰っておられました。このたび、●●●●も高齢になって兵庫の息子さんの所へ行く事になり、身辺整理をしておられましてそれに併せて、今回●●●●の譲渡という形になりました。●●●●も、現在も農業をされておられて、高齢ではありますが息子さんもおられますので、問題はないのではないかと思います。よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の

1 については、可決されました。

農地法 第4条

《 渡津町 》

会 長 日程第5、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページをご覧ください。位置図の方は3ページになりますので、そちらをご覧ください。農地は、●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は528㎡ございます。申請人は●●●●。転用目的は駐車場です。理由としましては、駐車場として利用したいという事でございます。申請人は●●●●担当委員は佐々木英夫委員です。工期は平成9年からとなっており、既に駐車場になっているものがございます。始末書が出ておりまして、経過も書いてあります。立地基準、一般基準に照らし合わせてみましたが特に問題はありませんでした。以上です。

会 長 それでは、調査結果について私の方から説明をさせていただきます。位置図の3ページをご覧くださいと思います。右側に9号線とJR山陰本線が通っておりまして、手前の道路は県道浅利渡津線になります。左手に西部島根医療福祉センター、整枝学園がございます。左方面へ行きますと渡津小学校や智翠館高校がございまして、反対に右方面へ行きますと塩田の入口に交わるという所です。今回の●●●●ですが、江津バイパスの信号から来ますと丁度1km地点になっておりました。先程、事務局から説明がありましたように、現地を確認しましたところ駐車場として既に使われておりました。13日に現地確認をしましたが、砂利が敷き詰められて契約的に駐車されているように見受けられました。この土地につきましては、地図にありますように両サイド周辺が民家に囲まれている所で、始末書も出ておりますのでやむをえないかと思えます。以上でございます。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する

ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 後地町 》

会 長 日程第 6、議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 6 ページ、位置図は 4 ページをご覧くださいと思います。農地の場所は、●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は 213 m<sup>2</sup>で、権利は所有権の移転でございます。譲渡人●●●●、●●●●、団体役員の方です。譲受人は●●●●、●●●●、●●●●です。転用目的としましては、個人住宅を建てたいという事です。申請人は本藤行政書士さんで、対価は●●●●。担当委員は藤井委員で、工期は許可のあった日から平成 30 年 5 月末日まで工事したいという事でございます。立地許可基準、一般許可基準を照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、藤井委員、調査結果の報告をお願いします。

3 番委員 はい、位置図の 4 ページをご覧ください。縦に見て頂きますと、真ん中左手に交差点がありますが、上方面は海側になりまして下方面には江津東小学校があります。信号のある交差点から海側に入って頂きまして、真っ直ぐ行った所に申請地がございます。古川さんがこの辺り一帯を綺麗に管理されておりまして、現地も確認させて頂きましたが、周辺の畑等への影響も問題は無いという事ですので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

非農地証明願

《 跡市町 》

会 長 日程第 7、議案第 4 号、「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員及び推進委員の佐々木要委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は最後の 7 ページをご覧ください。位置図も最後の 5 ページをご覧ください。農地の場所は、●●●●。面積は 185 m<sup>2</sup>で、権利の種別は非農地証明という事でございます。所有者は●●●●。非農地の事由でございますが、申請地は明治年月日不詳より慈光寺の庫裏があり、境内地として現在に至っているという事でございます。申請人は木原行政書士さんです。担当委員は和田委員で推進委員は佐々木要委員でございます。写真も付けておりますので、こちらもご覧頂ければと思います。以上でございます。

会 長 それでは、担当委員及び推進委員から調査結果の報告をお願いします。先に和田委員からお願いします。

4 番委員 それでは説明をさせていただきます。場所の方ですが、位置図の 5 ページをご覧ください。左側にあります県道皆井田江津線を進みますと、●●●●から県道跡市川平停車場線の入口になりまして、そこから約 200mの所に慈光寺橋が右側に見えます。その橋を渡りますと申請地●●●●。9 月 13 日に佐々木要推進委員と現地確認をいたしました。写真にもありますように、明治年月日不詳で建て替えがされており慈光寺の庫裏があり境内地として現在に至っている状態です。これは、農地法が施行された昭和 21 年 10 月 21 日より前に非農地だった土地であり、非農地証明の対象となる土地と思われま。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 それでは、佐々木要推進委員よろしく願いします。

佐々木委員 和田農業委員と現地確認に行っておりました。このお寺自体、相当古いものでございまして、創立が永禄五年と聞いております。それから、その隣の庫裏が何回建て替えられたのかは分かりませんが、今ありますのは明治初年に建て替えられたと聞いております。非農地が適切と判断いたしました。以上でこ



ざいます。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手多数 ]

会 長 挙手多数と認めます。よって、非農地証明の1については、証明することに決しました。

#### 農用地利用集積計画

会 長 日程第8、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 今日、お配りいたしました農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画をご覧頂きたいと思います。1ページをご覧下さい。桜江地区と江津地区とありますが、全部で新規が10,020㎡で再設定が28,148㎡、合計38,168㎡の計画が上がっております。次に2ページをご覧下さい。これは、いずれも中間管理機構のしまね農業振興公社に間に入って頂き、貸すという計画です。まず、1番●●●●で1,403㎡。新規●●●●。次に番号2です。全部で3筆ございまして、面積が合計3,439㎡。新規で●●●●。次に番号3です。●●●●で合計965㎡。新規で●●●●。次に3ページになります。番号4です。●●●●で5筆ございまして、6,152㎡です。再設定で●●●●。次に番号5です。●●●●で4筆ございまして、合計8,084㎡です。再設定で●●●●の土地です。次に4ページになります。番号6です。●●●●で2,833㎡です。再設定で●●●●です。次に番号7です。●●●●で2,969㎡です。再設定で●●●●の土地です。次に番号8です。桜江町田津と大貫、合計2筆で1,119㎡です。再設定で●●●●土地です。次に5ページになります。番号9です。桜江町田津で3筆ございまして、合計4,213㎡です。新規で●●●●の土地です。次に番号10です。桜江町田津で3筆ございまして、合計5,604㎡です。再設定で●●●●の土地です。次に番号11です。●●●●で1,387㎡です。再設定で●●●●の土地です。これを全部、公社に期間を設定しまし

ての計画でございます。以上でございます。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

仲津委員 　3番目の農地についてですが、ここは●●●●が含まれているのではないですか。ここの一部分だけを中間管理機構へ渡すという事ですか。

事務局 　いえ、全体です。ハウスと上の土地を含めてです。ここは、●●●●が作られていたのですが、経営を辞められたので●●●●で作ってもらうと。●●●●●が中間管理機構へ行って●●●●●が借りて。上と下とで1筆ですので。

仲津委員 　そうですか。わかりました。

会 長 　他にご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手多数 〕

会 長 　挙手多数と認めます。よって、意見第1号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他については、総会終了後、行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第7回江津市農業委員会総会を閉会いたします。

〔 閉会 午前10時30分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員